

【様式1】

倉敷市立下津井東小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・全校児童71名、各学年1学級、特別支援学級1学級の小規模校。学年でのクラス替えなどないため人間関係が固定化している面がある。児童は、明るく元気であり、与えられた課題にまじめに取り組むことができる。しかし、自分に自信がもてず他人の意見に左右されがちな面が見られる児童も少なくはない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築くと同時に絶対にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ・児童、教職員の人権尊重の意識を育てる。児童一人ひとりの変化に気づく感覚や児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。

〈重点となる取組〉

- ・学校のめざす児童像「あおいうみ」の中の「おもいやりのある子」「みんなとなかよくする子」を前面に出し実践する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員等が、被害者・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はPTA役員等に情報を提供するなど積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。 ・被害の児童のみならず、周囲の児童も多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、現在も行われている地域の方による登下校時の見守りなど、地域の人材により協力を求めていく。 ・保護者に対していじめ対策の情報を提供し、連携・協力関係を構築していく。 	<p>いじめ対策委員会</p> <p>〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施や計画の作成、実行・検証を行う。相談・対応窓口となる。 <p>〈いじめ対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回は終礼前に、以下必要に応じて。 <p>〈いじめ対策委員会の内容の全教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終礼に参加できない教職員には教頭が伝える。 <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終礼に参加できるメンバー全員 <p><校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭を中心に></p> <p>全 教 職 員</p>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市教育委員会・県教育委員会 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールによる監視、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹上駐在所、大島駐在所、児島警察署 児島署生活安全課、青少年育成センター <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報交換 ・校外補導等 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・共に聞き合い、考え合い、学び合い、成長を支え合う学級経営と授業の改善を行い、児童の安定した学校生活と学力の向上をめざす。 ・児童一人ひとりの規範意識をいっそう高めるため、学習規律等、学校生活におけるルールやきまりの見直しを行い、その徹底をはかる。 ・すべての児童が安心し、自己肯定感や自己有用感を高めることができる学校生活をめざす。 ・人権教育や道徳教育、特別活動の中で児童の人権意識をいっそう高め、「いじめは決して許されない」ことへの自覚を育てる。 ・地域・家庭と一体となって取り組みを推進できるよう、いじめ問題に取り組む重要性について普及啓発に努める。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、遊びや悪ふざけを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることに特段に留意する。 ・ささいな変化やいじめの兆候を見逃さないために、教員と児童とのかかわりをいっそう深め、いじめの兆候が見られる場合は積極的ないじめの認知を行い、迅速な対応につなげる。 ・なかよしっばい旬間・校内人権週間等に合わせてアンケートを実施することによって、早期発見に努める。 ・校内における教育相談機能をいっそう高め、保護者等外部からの相談を重視するなど、保護者や地域と協力する。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における組織的な対応を行える体制と機能を整備する。 ・教職員がいじめを把握した場合の対処の仕方について全校で確認する。 ・家庭と教育委員会・警察等関係機関への連絡や相談、連携において事案の解決に向けた取組を検討する。 ・事案の解決は、単に謝罪や責任を形式的に問うだけでなく、児童の人格の形成や成長に主眼を置き、問題の再発防止に対する指導のあり方を重視する。

【様式2】

倉敷市立下津井東小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 計画の確認 ○いじめ対策委員会 ○生徒指導連絡会	○学級づくりの取組 ○PTA総会 ・学校の指導方針の説明	○引き継ぎ事項の確認 ○家庭訪問	○対応手段の共通事項
5月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○学級懇談会 ・学級経営, 指導方針の説明	○スクールカウンセラー相談日	
6月	○学校評議員会 ・意見交換 ○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○ともだちいっぱい旬間	○ともだちいっぱい旬間アンケート ○教師による教育相談 ○スクールカウンセラー相談日	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
7月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○1学期終業式 ・生徒指導主事の話	○個人懇談 ○スクールカウンセラー相談日	
8月	○職員研修 ○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会			
9月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会		○夏休みの児童の様子を把握 ○夏休み以降の児童観察 ○スクールカウンセラー相談日	
10月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会		○教師による教育相談 ○スクールカウンセラー相談日	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
11月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○学級懇談会 ・人権に関する話合い	○スクールカウンセラー相談日	
12月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○2学期終業式 ・生徒指導主事の話	○校内人権週間アンケート ○個人懇談 ○スクールカウンセラー相談日	
1月	○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○なかよしオリエンテーリング	○冬休みの児童の様子を把握 ○冬休み以降の児童観察 ○スクールカウンセラー相談日	
2月	○学校評議員会 ・意見交換 ○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会		○スクールカウンセラー相談日	
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検討 ○生徒指導連絡会 ○いじめ対策委員会	○修了式 ・生徒指導主事の話	○引き継ぎ事項の徹底	

[年間を通して行う取組]

- ・あいさつ運動
- ・児童一人ひとりの規範意識をいっそう高めるため, 学習規律等, 学校生活におけるルールやきまりの見直しを行い, その徹底をはかる。